

昭和 47 年 7 月 1 日港湾局長決定

昭和 49 年 7 月 1 日一部改正

昭和 62 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

地盤調査委託標準仕様書

平成 24 年 4 月

東京都港湾局

一 部 改 正 の 内 要

本仕様書第2章「地表地質調査及びボーリング調査」のサンプリングの項目において、国土交通省の共通仕様書準仕様書の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成22年4月）」の一部改正や日本工業規格（JIS）及び地盤工学会基準（JGS）の最新なものへ対応をはかるため、「乱さない試料」を「乱れの少ない試料」に語句を改正した。

また付属資料【主任技術者及び照査技術者資格表】の備考欄の誤字修正をおこなった。

目 次

第1章 総 則	1
第2章 地表地質調査及びボーリング調査	15
第3章 音波探査	27
第4章 底質調査	30
附属資料	32

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 監督員	2
1. 1. 4 代理人及び主任技術者	2
1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施	3
1. 1. 6 担当技術者	4
1. 1. 7 提出書類	4
1. 1. 8 打合せ等	4
1. 1. 9 疑義	4
1. 1. 10 軽微な変更	4
1. 1. 11 資料の貸与、返還及び収集	4
1. 1. 12 関係官公庁その他への手続	4
1. 1. 13 法令等の遵守	5
1. 1. 14 調査の中止	5
1. 1. 15 住民等に対する広報等	5
1. 1. 16 調査用設備に必要な土地、水面等	6
1. 1. 17 身分証明書	6
1. 1. 18 土地への立ち入り等	6
1. 1. 19 部分使用	6
1. 1. 20 再委託	7
1. 1. 21 基準面	7
第2節 着 手	7
1. 2. 1 業務の着手	7
1. 2. 2 現場指揮	8
1. 2. 3 詰所材料置場	8
1. 2. 4 調査内容等を示す標識の設置	8
第3節 調査施行の適正化	8
1. 3. 1 調査計画書	8
1. 3. 2 工程管理	9
1. 3. 3 調査用機械器具等	9
1. 3. 4 調査関係書類の常備	9
1. 3. 5 試験結果等の整理	9
1. 3. 6 調査記録写真	9
1. 3. 7 使用材料の品質	10
第4節 安全管理	10
1. 4. 1 一般事項	10
1. 4. 2 交通及び保安上の措置	10
1. 4. 3 事故防止	11
1. 4. 4 環境対策	11
1. 4. 5 現場の整理整頓	11
第5節 完 了	12
1. 5. 1 跡片付け	12
1. 5. 2 成果の提出及び検査	12
1. 5. 3 補 正	12
1. 5. 4 著作権の譲渡等	12
1. 5. 5 秘密の保持	13
1. 5. 6 個人情報の取扱い	13

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1

適用範囲及び一般事項

- (1) この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する地盤調査委託に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1. 1. 2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、契約書を補足し、当該調査業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (4) 「図面」とは、入札に際して委託が示した設計図及び委託から変更又は追加された設計図をいう。
- (5) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務遂行上の必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (6) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- (7) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。
- (8) 「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。
- (9) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (10) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

- (13) 「書面」とは、手書き、印刷等によって意思を表示したものをいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (14) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務の完了を確認することをいう。
- (16) 「検査員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第5条の既定に基づき、検査を行う者をいう。
- (17) 「補正」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
- (18) 「協力会社」とは、受託者が調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (19) 「担当技術者」とは、調査業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (20) 「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (21) 「J G S」とは、地盤工学会基準をいう。

1. 1. 3

監 督 員

- (1) 委託者は、受託者の調査業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ア 調査業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議等
 - イ 調査業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督
- (3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。
- (4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。
- (5) 委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

1. 1. 4

代理人及び主任技術者

- (1) 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

- (2) 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 前第2項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- (4) 主任技術者は、契約図書等に基づき、技術上の義務の履行に関する一切の事項を管理する者をいう。
- (5) 主任技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。
- (6) 主任技術者は、1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に調整の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- (8) 主任技術者は、調査が適正に行われるよう調査作業員等に、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。
- (9) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1. 1. 5

照査技術者及び照査の実施

- (1) 受託者は、主任技術者の他に調査業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。
- (2) 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に差し出すものとする。
- (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

1. 1. 6
担当技術者
- (1) 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)
- なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
1. 1. 7
提出書類
- (1) 受託者は、請負者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
1. 1. 8
打合せ等
- (1) 調査業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 調査業務の着手時及び調査業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
1. 1. 9
疑義
- 受託者は、業務の方針について疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議し明確にするものとする。
1. 1. 10
軽微な変更
- 調査の実施に当たり現地の状況により作業に重大な影響のない軽微な変更は、監督員と協議のうえ施行するものとする。
- ただし、この場合の変更は、契約金額を増減しないものとする。
1. 1. 11
資料の貸与、返還及び収集
- (1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。
- ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。
- (2) 受託者は、貸与された図書及び関係資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはな

らない。

万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1. 1. 1 2

関係官公庁その他への 手続

(1) 受託者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

1. 1. 1 3

法令等の遵守

受託者は、当該調査に関する諸法令を遵守し、調査の円滑な進ちょくを図らなければならない。

1. 1. 1 4

調査の中止

(1) 契約書第8条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。

ア 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

イ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不相当と認めた場合

ウ 環境問題等の発生により調査の続行が不相当又は不可能となった場合

エ 天災等により調査の対象箇所の状態が変動した場合

オ 第三者及びその財産、受託者並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合

(2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合には、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。

(3) 前第2項の場合において、受託者は調査業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。

1. 1. 1 5

住民等に対する広報 等

(1) 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

(2) 受託者は、調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

	(4) 受託者は、調査業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
1. 1. 16 調査用設備に必要な土地、水面等	調査用設備に必要な土地、水面等は、受託者の責任において使用权を取得し、受託者の費用負担において使用するものとする。
1. 1. 17 身分証明書	受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。 なお、調査完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。
1. 1. 18 土地への立ち入り等	(1) 受託者は、現地調査等のために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、調査業務が円満に進ちよくするよう努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合、あるいは地元関係者から業務の実施に関して苦情があった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。 (2) 前第1項の立入りをを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (3) 受託者は、調査業務実施に伴い次の場合、あらかじめ監督員に報告し、所有者の承諾を得て行わなければならない。 ア 植物伐採、かき、さく等の除去 イ 土地若しくは工作物を一時使用する場合等 (4) 前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担については、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。
1. 1. 19 部分使用	(1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。 なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。 (2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

1. 1. 20

再委託

- (1) 契約書第3条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。
 - ア 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としないものとする。
- (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、調査業務等を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとする。また、協力会社に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。

なお、協力会社が東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。
- (5) 受託者は、前第4項に規定する調査業務を再委託する場合は、協力会社の調査業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1. 1. 21

基準面

- (1) 水準点の標高は、設計図書に定める場合を除き、原則としてA. P. (荒川工事基準面) を用いるものとする。
- (2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。

第2節 着 手

1. 2. 1

業務の着手

- (1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは代理人、主任技術者が調査業務等の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。
- (2) 受託者は、調査の着手に先立ち着手届けを提出するものとする。
- (3) 受託者は、契約金額100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、次のとおりとする。

 - ア 契約時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

- イ 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- ウ 業務履行中に契約時登録データの変更・訂正があった場合の変更データの提出期限は、変更・訂正があった日から 10 日以内とする。
- エ 変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。
- オ (財) 日本建設情報総合センターへの登録にさいし、該当する業務区分がない場合は、自主登録等とし、その旨を監督員に報告すること。
- カ 受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
- キ 登録期限は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

1. 2. 2

現場指揮

- (1) 受託者は、契約の履行に当たり、調査等の目的を十分理解したうえで、適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。
- (2) 受託者は常に現場にあって調査に関する一切の事項を管理しなければならない。

1. 2. 3

詰所材料置場

受託者は、詰所、材料置場、機械据付場所、使用水域等については、あらかじめ監督員と協議のうえ、所定の手続きをとるものとする。

1. 2. 4

調査内容等を示す標識の設置

受託者は、調査、試験現場に広報板、迂回指導板等、別に定めのあるもののほか、調査件名、調査箇所、期間、事業所名、受託者の住所氏名等を記載した表示板を、通行人の見やすい場所に設置するものとする。

第 3 節 調査施行の適正化

1. 3. 1

調査計画書

- (1) 受託者は、契約後速やかに調査実施に必要な調査計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - また、受託者は、調査計画書を遵守し作業に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、調査計画書に次の事項について記載しなければならない。
 - なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。
 - ア 業務概要 (委託件名、作業量、作業地域、契約月日、納期等)
 - イ 実施方針
 - ウ 業務実施計画表 (実施工程表)
 - エ 業務組織計画 (作業編成・名簿)

- オ 打合わせ計画
- カ 成果品の内容、部数
- キ 使用する主な基準及び図書
- ク 連絡体制（緊急時含む）
- ケ 記録写真撮影計画
- コ 安全管理
- サ 精度管理
- シ 使用する主な機械
- ス その他

(3) 受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に、変更する事項を記載した変更業務計画書を監督員に提出するものとする。

(4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画に係わる資料を提出しなければならない。

1. 3. 2 工 程 管 理

(1) 受託者は、実施工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更作業~~実施~~計画書を監督員に提出するものとする。

(2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程表を提出しなければならない。

(3) 設計図書で特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進ちよくを図らなければならない。

1. 3. 3 調 査 用 機 械 器 具 等

調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査、試験に適するものを使用するものとする。ただし、監督員が不相当と認めたときは、監督員の指示に従わなければならない。

1. 3. 4 調 査 関 係 書 類 の 常 備

受託者は、調査に関する関係書類を備え、随時、監督員が点検できるように整備しておかなければならない。

1. 3. 5 試 験 結 果 等 の 整 理

各種の調査及び試験結果並びに監督員の承諾事項等は、正確に記録して監督員の指示により提出できるように整理しておかなければならない。

1. 3. 6 調 査 記 録 写 真

受託者は、別途定めのある「工事記録写真撮影基準」を参考に適宜、調査状況写真を撮影して、調査完了の際提出するものとする。

1. 3. 7

使用材料の品質

受託者は、調査に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。

第4節 安全管理

1. 4. 1

一般事項

- (1) 受託者は、港湾工事安全施工指針（国土交通省港湾局監修平成20年3月）、土木工事安全施工指針（国土交通省大臣官房技術調査課監修平成13年3月）、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省建設事務次官通達、平成5年1月12日）及び建設機械協会施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局建設施工企画課通達、平成17年3月）を参考にして常に調査の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、本調査委託が他の工事等と競合又は隣接する場合は、相互に調整を図り安全管理に万全を期さなければならない。
- (3) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意をはらい、常に災害を最小限に食い止めるための次の安全体制を確立しておかななければならない。
 - ア 気象情報等の取得体制の構築と作業中止等の判断への活用
 - イ 作業中止の判断基準及び判断者
 - ウ 作業員等の退避行動と事前の通知
 - エ 救命器具等の備付
 - オ その他
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。

1. 4. 2

交通及び保安上の措置

受託者は、調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全を確保すること。また、調査作業中、水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- イ 受託者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- ウ 受託者は、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- エ 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

1. 4. 3 事故防止

- (1) 受託者は、調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (2) 受託者は、調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (3) 受託者は、調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - イ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受託者は、調査業務の実施にあたって、次の事項を守り交通及び保安上十分な注意をはらわなければならない。
 - ア 関係官公署の指示事項を遵守し十分な施設をするとともに、特に必要に応じて、交通保安要員等を配置するなどして保安上配慮するものとする。
 - イ 調査実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指定の表示を行うものとする。
 - ウ 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予想される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。
- (5) 調査実施中に事故等が発生したときは、応急措置等所定の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。また監督員から指示する様式により事故報告書を速やかに提出しなければならない。

1. 4. 4 環境対策

受託者は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98条）「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、これに伴う各施行令及び施行規則並びに東京都公害防止条例（昭和44年東京都条例第97号）同施行規則等の公害関係法令を遵守し、適切な公害防止の措置を講じなければならない。

また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達、昭和62年4月）を参考にして、調査に伴う騒音振動の防止及び生活環境の保全に努めなければならない。

1. 4. 5 現場の整理整頓

- (1) 受託者は、調査実施中、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理し、又は現場外に搬出し現場内は常に整理整頓をしておかなければならない。
- (2) 現場発生材は、監督員の指示に基づき、所定の場所に運搬及び整理を行い監督員の確認を受けなければならない。

第5節 完 了

1. 5. 1

跡 片 付 け

受託者は、調査完了に際して、その責任と費用負担において、一切の受託者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

1. 5. 2

成果の提出及び検査

- (1) 受託者は、調査業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。
- (4) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合には、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。
- (5) 委託者は調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

1. 5. 3

補 正

- (1) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに補正を行うものとする。
- (2) 委託者は、補正の期限を定めて指示できるものとする。

1. 5. 4

著作権の譲渡等

- (1) 受託者は成果物が、著作権法（昭和48年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意

するものとする。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- (5) 受託者は、成果物（業務で行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、又、1. 5. 5 秘密の保持の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- (6) 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

1. 5. 5

秘密の保持

- (1) 受託者は、調査業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は成果物の発表に際しての秘密の保持については、1. 5. 4 第5項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

1. 5. 6

個人情報の取扱い

- (1) 東京都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都の保有個人情報であり、東京都の許可なく複製、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、また、その他東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を東京都に提出するものとする。

第2章 地表地質調査及びボーリング調査.....	15
第1節 一般事項.....	15
2. 1. 1 適用の範囲.....	15
2. 1. 2 調査の実施.....	15
2. 1. 3 土質の分類.....	15
2. 1. 4 準拠すべき図書.....	15
2. 1. 5 調査の進め方.....	15
第2節 地表地質調査.....	16
2. 2. 1 一般.....	16
2. 2. 2 調査.....	16
2. 2. 3 テストピット.....	17
第3節 ボーリング.....	17
2. 3. 1 一般.....	17
2. 3. 2 機械ボーリング.....	17
2. 3. 3 オーガーボーリング.....	18
2. 3. 4 検尺.....	19
第4節 サンプリング.....	19
2. 4. 1 乱れの少ない試料の採取.....	19
2. 4. 2 試料のシール.....	20
2. 4. 3 乱さない土試料の取り扱い.....	21
第5節 試験.....	21
2. 5. 1 土質試験.....	21
2. 5. 2 ボーリング孔を利用した原位置試験.....	21
2. 5. 3 載荷試験.....	22
2. 5. 4 P S 検層.....	22
第6節 設計変更.....	23
2. 6. 1 設計変更.....	23
第7節 調査の報告.....	23
2. 7. 1 整理番号.....	23
2. 7. 2 観察試料.....	23
2. 7. 3 照査.....	23
2. 7. 4 報告書.....	24
2. 7. 5 データベース登録用電子データの提出.....	24

第2章 地表地質調査及びボーリング調査

第1節 一般事項

2. 1. 1

適用の範囲

本節は、地表地質調査、ボーリング、サンプリング及び試験に関する一般事項を取り扱うものとする。

2. 1. 2

調査の実施

調査の種類、数量及び調査箇所は、設計図書の定めによるものとする。

2. 1. 3

土質の分類

土質の分類は、地盤工学会「JGS 0051- 地盤材料」の工学的分類方法（日本統一土質分類法）により、その判定は主任技術者が行わなければならない。

2. 1. 4

準拠すべき図書

(1) 地盤調査は、次の図書に準拠して施行するものとする。

また、次の図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	摘要
1	地盤調査の方法と解説	地盤工学会
2	土質試験の方法と解説	〃
3	日本工業規格（JIS）	経済産業省
4	地盤工学会基準（JGS）	
5	ボーリング柱状図作成要領（案） 解説書	日本建設情報総合センター
6	港湾局定点測量成果表（水準点）	東京都港湾局 HP に掲載

2. 1. 5

調査の進め方

(1) 調査は、設計図書に基づき実施するものとする。また、設計図書に試験位置及び資料採取位置等詳細についての記載がない場合は監督員の指示を受けるものとする。

(2) 受託者は、施行前に設計図書に基づき調査箇所の現地調査を行い位置を確認し、調査位置付近に障害物等があった場合は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 受託者は調査目的を理解し、調査の途中において、地質の状況により、深度、試験位置及び数量等の変更が予想される場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 受託者は、試験後直ちに資料を整理し、試験に誤りがないかを確認しなければならない。

第2節 地表地質調査

2. 2. 1

—

般

地表地質調査は、地質に関する既存資料の収集及び地形図をもとに現地に露頭している岩石や地層の性状を観察し、調査対象区域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関して解析するものとする。

2. 2. 2

調

査

(1) 地表地質調査は、調査の対象や目的によって、概査及び精査とに大別するものとする。

概査は、既存資料の収集及び現地踏査と空中写真の判読を主体として地質構造の概略を調査解析し、以後の調査計画の策定又は概略設計に必要な資料を得ることをいう。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、設計図書に定めのない場合は、1/2, 500 ～1/5, 000 程度とする。精査とは、概査に基づいてさらに詳細な調査解析を行い、工事の施工又は計画の決定に直接関連する事項について総合的な資料を得ることをいう。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、設計図書に定めのない場合は、1/500 ～1/1, 000 程度とする。

(2) 調査の内容

受託者は、調査地域内を踏査し、踏査経路、露頭地点、地形、その他の事象及び試料採取地点を地形図に記入したルートマップを作成するものとする。

調査項目は、地形、地質の種類・構造・時代、岩の硬さ・割れ目・風化・変質、破砕帯、地すべり及び崩壊、鉱山及び古洞、温泉、地下水及び湧水とする。

(3) 地質標本

受託者は、調査地域の代表的な地質標本を採取し、地質名、位置、採取年月日その他設計図書に定める事項を記入しなければならない。

(4) 受託者は、地質平面図及び断面図の作成を次のとおり実施しなければならない。

ア 調査の進展に合わせて、ルートマップをもとに必要事項を地形図に転記し、地質平面図を作成する。

イ 地質境界線及び地質構造を推定する場合は、既存の資料を検討のうえ、適正な推定を行わなければならない。

ウ 地質断面図は、設計図書に定めのない場合は、縦横比を1：1とする。

エ 地質断面図の位置、方向、深さは、監督員の承諾を受けて決定し、地質平面図上に明示する。

2. 2. 3

テストピット

(1) テストピットの平面形状は、露頭調査の補足を行うのに十分なものとする。

(2) テストピットの位置、深さ及び試験の種類、数量は、設計図書の定めによる。

受託者は、試験完了後のピットを監督員の承諾した良質土によって埋戻し締固めなければならない。

第3節 ボーリング

2. 3. 1

一般

ボーリングは、主として地盤の地層成層状態、土質及び岩質を調べ、かつ地下水位を確認するとともに、試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行う。

2. 3. 2

機械ボーリング

機械ボーリングは、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式または、コアチューブ方式とし、方向、深度に対し、余裕のある能力のものを使用するものとする。

(1) ボーリング位置及び深度

ア ボーリングの位置、方向、深度、孔径及び数量は、設計図書の定めによるものとする。

イ 受託者は、使用する基準点、水準点を確認した後、調査地点の位置及び標高を測量し、監督員の承諾を得なければならない。

また、後日調査位置の確認ができるようにし、その成果を提出しなければならない。

ウ 施行箇所が障害物その他の理由で作業困難と監督員が認めた場合は、調査目的に支障のない範囲で変更することがある。

(2) 仮設

受託者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング足場を用いるものとする。また、海上に足場を設置する場合は、その存置期間中、必要な標識を設置するものとする。

(3) 掘進

ア 地下水位の測定は、ボーリング終了後、孔内側壁についているベントナイトをきれいに洗って、水位が恒常状態になってから測定するものとする。

ただし、地下水位が浅いと予想される地域では、無水掘りにより、自然水位を確認しなければならない。

なお、測定回数、日数については、監督員の指示を受けるものとする。

- イ 受託者は、ボーリングに当たっては、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いるものとする。
- ウ 受託者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止するものとする。
特に、崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
- エ 受託者は、原位置試験、サンプリングを行う場合、事前に孔底のスライムをよく除去しなければならない。
- オ 受託者は、掘進中において、掘進速度、湧排水量、スライムの状態に注意し、変化の状況を記録するものとする。
- カ 受託者は、未固結土でコアボーリングを行う場合、土質に応じたサンプラーを用い、採取率を高めなければならない。
- キ 受託者は、孔内水位を毎作業日の作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしなければならない。
- ク 受託者は、岩盤ボーリングを行う場合、ダブルコアチューブを用い、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けなければならない。
- ケ 受託者は、コアチューブをコアの採取ごとに水洗いし、残滓を完全に除去しなければならない。
- コ 受託者は、掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。
特に、湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水のヘッド）を測定するものとする。
- サ 受託者は、セメンテーションを行う場合、事前に監督員に報告しなければならない。
- シ 受託者は、使用した泥水及び残土等について、あらかじめ適切な処分地を確保するとともに「東京都建設リサイクルガイドライン」に準拠し、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、責任をもって処分しなければならない。

(4) ボーリング孔の埋め戻し

ボーリング孔は、作業終了後、現状復旧を原則とし排出土、購入砂、セメントミルク等を用いて確実に埋め戻すこと。

2. 3. 3

オーガーボーリング

- (1) オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な資料を採取して、地盤の成層状態や土質の分類を行い、かつ地下水を確認することを目的とする。
- (2) 原則としてハンドオーガーボーリングを用いるものとするが、機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとする。
- (3) 試料の採取は、掘進30cmにつき1個を標準とし、土質の変化するごとに採取すること。ただし、特に地層の変化の著しい場合は、監督員の指示を受けるものとする。

- (4) 掘進中地下水の浸出があったときは、その水位を記録するものとする。
- (5) 掘進長の確認方法については、あらかじめ監督員と協議しておくものとする。
- (6) ボーリング孔は、作業終了後、現状復旧を原則とし排出土、購入砂、セメントミルク等を用いて確実に埋め戻すこと。

2. 3. 4

検 尺

- (1) 受託者は、設計図書に定める深さまで掘進するものとする。
ただし、設計図書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合、又は設計図書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、調査目的終了後、ボーリング延長の検尺を監督員立会いのうえ行うものとする。

第4節 サンプルング

2. 4. 1

乱れの少ない試料の採取

- (1) 一般事項
 - ア 乱れの少ない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、現位置における性状の乱れが少ない状態で採取することを目的とする。
 - イ 受託者は、サンプラーを孔底に降ろし、資料採取深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。
なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
 - ウ 試料の採取長さは80cmを標準とするが、土質などにより監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 軟らかい粘性土の試料採取
 - ア 受託者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合は、「JGS 1221 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いるものとする。
 - イ 受託者は、エクステンションロッド式の場合、チェーン、ターンバックル等の伸びのないものによりピストンを完全固定するものとする。
また、水圧式の場合にはボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定するものとする。
 - ウ 受託者は、軟らかい粘性土の試料採取に当たっては、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込むものとする。
なお、押し込み量は、サンプルングチューブ全長の80%を目標とするものとする。
 - エ 受託者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げ

るものとする。

(3) 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

ア 受託者は、土質及び調査目的により「JGS-1222ロータリー式二重管サンプラーによる試料の採取方法」、「JGS-1223ロータリー式三重管サンプラーによる試料の採取方法」及び「JGS1224ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱さない土試料を採取するものとする。

ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。

イ 受託者は、地盤の硬軟に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込むものとする。

なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにするものとする。

ウ その他、目的に応じた試料の採取を行う場合は、監督員の指示に従い適切に実施するものとする

2. 4. 2

試料のシール

(1) 受託者は、振動を与えないようにサンプラーを解体するものとする。

また、ピストンの引き抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。

(2) 受託者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入するものとする。

ア 件名

イ ボーリング孔番号

ウ 同一孔内の試料採取の順位

エ 試料採取深さ

オ 試料採取年月日

カ 試料回収比（試料長／押込長）

(試料番号記入例)

頭	件名： K12 - 5	12. 75m ~ 13. 55m	L=80/80	刃
	(ア)	(イ) (ウ)	(エ)	
部	H. 11 - 7 - 27			先
	(オ)			

(3) 受託者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール〔パラフィン 100 に対して松脂 3 の割合（重量比）〕を行うものとする。

(4) 受託者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を 1. 5cm 以上、

頭部を 3cm 以上の厚さでシールするものとする。

ただし、砂質土、砂試料については、設計図書の定めによるものとする。

- (5) 受託者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行うものとする。

2. 4. 3

乱れの少ない試料の 取り扱い

採取した乱れの少ない試料の取り扱いは、地盤工学会基準の各サンプラーの取り扱い方法に準拠するとともに、下記の事項に遵守する。

- (1) 受託者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。

ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議しなければならない。

- (2) 受託者は採取した試料を速やかに所定の試験室に運搬するものとする。

- (3) 受託者は、試料に打撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第5節 試 験

2. 5. 1

土 質 試 験

- (1) 土質試験は、JIS 及び JGS に定める方法により行うものとする。

- (2) 受託者は、設計図書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行うものとする。

- (3) 受託者は、試験に先立ち監督員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得なければならない。

- (4) 監督員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。

2. 5. 2

ボーリング孔を利用 した原位置試験

ボーリング孔を利用した原位置試験は、設計図書に基づき所定の位置で行い次のとおり行うものとする。

- (1) 標準貫入試験

ア 標準貫入試験は、「J I S - A 1 2 1 9 土の標準貫入試験方法」によるものとする。

イ 標準貫入試験の間隔（深さ方向）は、設計図書によるものとする。

ウ 標準貫入試験により得られた N 値は、原則として補正を行わないものとする。

補正を行う場合は、補正内容を報告書に明記するものとする。

エ 重錘落下はトンビ式を用いるものとする。

- (2) 孔内水平載荷試験（横方向 K 値）

ア 受託者は、使用する試験機の種類について監督員の承諾を得るものとする。

イ 受託者は、「J G S 1 4 2 1 孔内水平載荷試験方法」により載荷試験を

行うものとする。

ウ 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行うものとする。

エ 試験孔の孔壁は、試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。

なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

オ 試験は掘削終了後速やかに実施しなければならない。

カ 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

キ 載荷パターンは、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

ク 最大圧力、載荷パターン、は、地質条件等により適宜に行い、「荷重強度－変位曲線」がスムーズなものになるように、加圧する際の測定間隔を選択しなければならない。

(3) ベーンせん断試験

ア ベーンせん断試験は、土が軟弱なため乱さない試料の採取あるいは成形が不可能な場合に行うものとする。

イ 受託者は、「JGS 1411 原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行うものとする。

(4) 間隙水圧

間隙水圧の測定方法は、設計図書によるものとする。設計図書に記載がない場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(5) その他の原位置試験

受託者は、設計図書の定めにより、その他の原位置試験を行うものとする。

2. 5. 3

載 荷 試 験

(1) 試験方法及び試験装置・機器は以下のとおりとする。

ア 地盤の平板載荷試験方法は、「JGS 1521」に準拠して行うものとする。

イ 道路の平板載荷試験方法は、「JIS 1215」に準拠して行うものとする。

(2) 構造物基礎地盤の載荷試験方法等の詳細は、監督員と十分打ち合わせのうえ行うものとする。

2. 5. 4

P S 検 層

受託者は、「JGS 1122 波速度検層方法」を用い、設計図書に定める検層方法によりPS検層を行うものとする。

第6節 設計変更

2. 6. 1 設計変更

地盤調査施行の結果、次の理由が生じた場合は監督員と協議のうえ設計変更を行うものとする。

- (1) 調査施行中に監督員が、調査地点及び試験箇所数等の変更の必要があると判断した場合。
- (2) 乱さない試料の採取に関連し、掘進孔径及び試料採取数に増減が生じた場合。
- (3) 地層の変化に伴い原位置試験の数量に増減が生じた場合。
- (4) 地層の変化に伴い、工種（土質、孔径、深度等による。）ごとのボーリング掘進長が増減した場合。ただし、工種ごとの総掘進長に1 m未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

また、掘進を終了した深度において標準貫入試験を行った場合は、その試験による深度増加分の長さは掘進長に含めないものとする。

- (5) 土質試験について供試体及び試験内容に増減が生じた場合。
- (6) 上記各項の変更により工期に不足が生じた場合。
- (7) その他、調査の目的に照らし監督員が必要と認めた調査及び試験。

第7節 調査の報告

2. 7. 1 整理番号

受託者は、報告する資料をまとめるに際しては、当該調査に対する整理番号の指示を港湾整備部技術管理課より受けるものとする。

また、整理番号の指示を受ける場合は、工事番号、件名、受託会社名、契約金額、設計担当者氏名、監督員氏名、ボーリング深度、ボーリング箇所数等を事前に通知しなければならない

2. 7. 2 観察試料

- (1) 観察試料は、各孔とも約2 mごとに1個を採取し、また地層が変わるごとに採取するものとする。
- (2) 採取試料は標本瓶に入れ密封し、ボーリング（孔番）No.、採取深度、土質名等を記録及び表示するものとする。
- (3) 標本箱及び標本瓶の形状寸法、表示様式は別記第1図に定める様式によるものとする。

2. 7. 3 照査

- (1) 受託者は、提出する成果物の照査を行うものとする。
ただし、設計図書に照査技術者の定めがある場合は、定められた技術者により照査を行うものとする。

2. 7. 4

報 告 書

(2) 受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- ア 調査方針と土質調査内容の適切性
- イ 土質試験結果の適切性
- ウ 成果物の適切性
- エ 既存資料及びボーリング結果との整合

受託者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出するものとする。

(1) 報告書の様式は別記第2図に定める様式によるものとする。

(2) 報告書の編集に際しては、次の項目、順序を標準にして行うものとし、各項目内容の境界には合紙を入れるものとする。

また、報告書が大冊となる場合は、内容区分を考慮のうえ、分冊とするものとする。

I 調査概要

- 1 調査件名
- 2 調査場所
- 3 調査目的
- 4 調査期間
- 5 調査内容
- 6 調査数量
- 7 調査方法
- 8 現場作業の概要

II 案内図及びボーリング位置平面図

III 考 察

- 1 土質試験結果総括表
- 2 各種原位置試験結果
- 3 各種室内試験結果

(3) 土質柱状図用図式記号は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)制定の様式に準ずるものとする。

(4) 調査報告書(土質試験責任担当者氏名を明記製本したもの)提出部数は3部とする。

ただし、別途監督員の指示がある場合は、この限りでない。

2. 7. 5

データベース登録用 電子データの提出

(1) 受託者は、地盤調査について、報告書情報、柱状図情報及び土質試験情報を入力した電子データ(CD)等を港湾整備部技術管理課に1部提出するものとする。

電子データ(CD)等には次に掲げる内容を記載したラベルを貼付するものとする。

- ア 整理番号
- イ 件名
- ウ 発注者名（部所課名）
- エ 契約番号
- オ 調査年月

(2) 受託者は、入力に当たって、委託者（港湾整備部技術管理課）から貸与された、数値情報化システム（入力サブシステム）を使用し、十分吟味されたデータを入力するものとする。

なお、貸与されたシステムは契約期間の終了とともに速やかに委託者（港湾整備部技術管理課）に返却しなければならない。

(3) 調査地点の位置は監督員の指示するXY座標とし、標高はA. P. を原則とする。

第3章 音波探査.....	27
第1節 一般事項.....	27
3. 1. 1 適用の範囲.....	27
3. 1. 2 探査準備.....	27
第2節 音波探査.....	27
3. 2. 1 探査機器等.....	27
3. 2. 2 探査の実施.....	27
3. 2. 3 測定結果の整理及び解析.....	27
3. 2. 4 成 果 物.....	27
3. 2. 5 照 査.....	28

第3章 音波探査

第1節 一般事項

3. 1. 1

適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 1. 2

探査準備

受託者は、音波探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

第2節 音波探査

3. 2. 1

探査機器等

- (1) 受託者は、設計図書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いるものとする。
- (2) 受託者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- (3) 受託者は、使用に先立ち監督員に船位測定機の承諾を得るものとする。

3. 2. 2

探査の実施

- (1) 受託者は、設計図書に定める区域、深度及び間隔に基づき音波探査を行うものとする。
- (2) 受託者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度探査しなければならない。
- (3) 基準点測量は、「測量委託標準仕様書 測量基準」を適用するものとする。
- (4) 水深測量は、「測量委託標準仕様書水深測量」を適用するものとする。

3. 2. 3

測定結果の整理及び解析

受託者は、設計図書に定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行うものとする。

3. 2. 4

成果物

- (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

ア 報告書

- (ア) 地質構造図
- (イ) 調査結果と考察
- (ウ) 地質断面図
- イ 資料
 - (ア) 航跡図（原図）
 - (イ) 測定帳簿 G. P. S 等測位記録簿、
検潮簿、基準点計算簿)
 - (ウ) 測定記録（音響測深記録、音波探査測定記録）

3. 2. 5

照

査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- ア 調査方針と音波探査内容の適切性
- イ 音波探査結果の適切性
- ウ 成果物の適切性
- エ 既存資料及びボーリング結果との整合性

第4章 底質調査.....	30
第1節 一般事項.....	30
4. 1. 1 適用の範囲.....	30
4. 1. 2 準拠すべき図書.....	30
第2節 底質調査.....	30
4. 2. 1 観測機器.....	30
4. 2. 2 採泥.....	30
4. 2. 3 底質試験.....	30
4. 2. 4 試験実施機関.....	30
4. 2. 5 観測結果の整理及び解析.....	31
4. 2. 6 成果品.....	31

第4章 底質調査

第1節 一般事項

4. 1. 1

適用の範囲

本章は、港湾工事等から発生する水底土砂の処分についての事前調査に関する一般的事項を取扱うものとする。

4. 1. 2

準拠すべき図書

底質調査は、「東京港内における水底土砂の調査要綱（東京都港湾局）」に準拠して行うものとする。

なお、他の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

第2節 底質調査

4. 2. 1

観測機器

受託者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得るものとする。

4. 2. 2

採泥

受託者は、設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。

受託者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、採泥年月日及び時間を記録するものとする。

受託者は、当該の試験方法に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。

4. 2. 3

底質試験

受託者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。

受託者は、試験値に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知するものとする。

4. 2. 4

試験実施機関

受託者は、4. 1. 2に示す図書に定める試験機関で試験を行うものとし、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

4. 2. 5

観測結果の整理及び
解析

受託者は、特記仕様書に定めにより、観測及び分析結果を整理し解析を行うものとする。

4. 2. 6

成 果 品

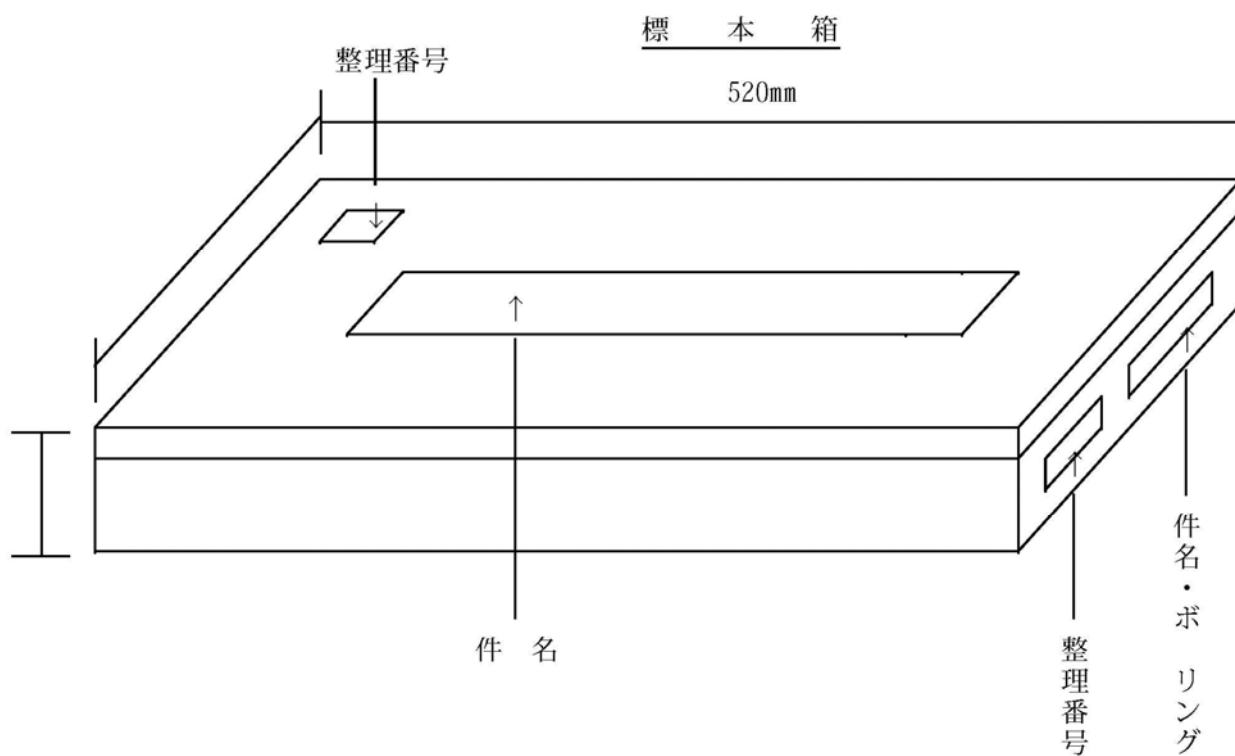
受託者は、特記仕様書に定める成果品を監督員に提出するものとする。

付 属 資 料

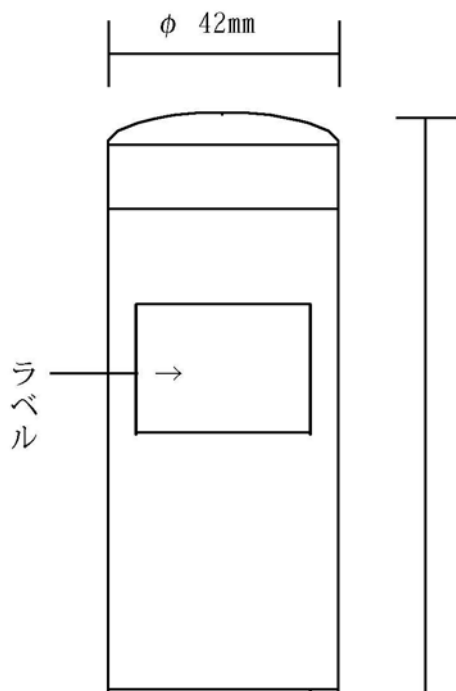
主任技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内用	測量	深淺測量		探査工	土質調査	環境調査	気象・ 海象調査	計画調査	環境影響 評価調査	設計	電算 プログラム 開発	備考	
		深淺測量	水路測量										
港湾海洋調査士 「深淺測量」部門 「危険物探査」部門 「土質・地質調査」部門 「環境調査」部門 「気象・海象調査」部門		○										但し、「環境調査」部門は「環境調査」の騒音審査、振動調査、悪臭調査を除く	
				○									
					○								
						○							
								○					
シビルエンジニアリングマネージャ 「土質及び基礎」部門 「地質」部門 「建設環境」部門 「港湾及び空港」部門					○							但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者	
					○								
					○				○				
								○					
水路測量技術 「1級(沿岸)」 「1級(港湾)」		○	○										
		○	○										
												但し、測量士資格取得後8年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者	
測量士	○											但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者	
地質調査技士					○								
基本情報技術者											○		

第1図 標本箱、標本瓶の標準様式

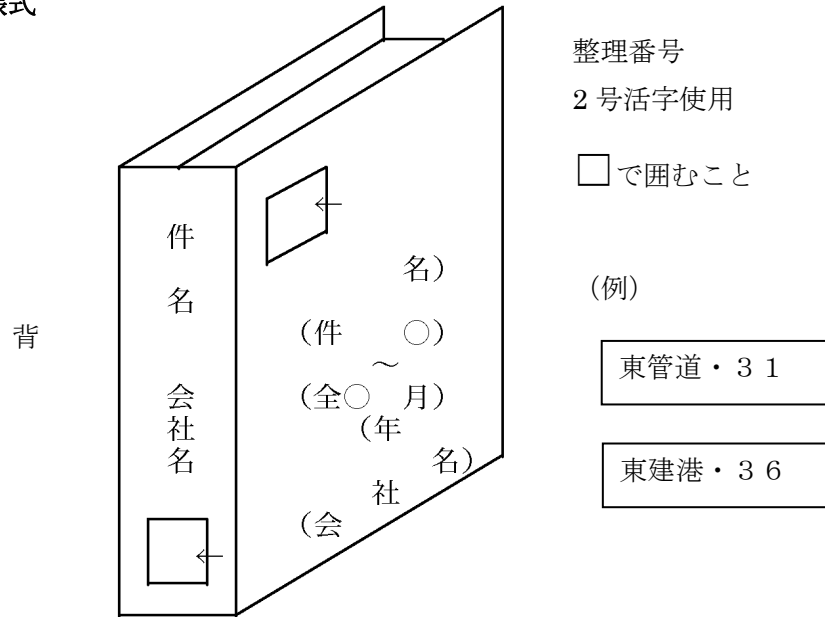


標本瓶



注 標本箱は、試料瓶 10 本入りとする。
標本箱の裏ブタには、柱状図を納められるようにする。
この標本箱、標本瓶は標準寸法であるから、必要に応じて変えてもよい。

第2図 報告書様式



注 表紙はA4版金文字入とすること。
整理番号は報告書作成前に、監督員の指示を受けた番号を記入すること。
調査発注部、課による整理番号は下記のとおりとする。

港湾整備部技術管理課	技	・ ○ ○
港湾整備部施設建設課	施	・ ○ ○
離島港湾部建設課	離 (島名の漢字頭文字)	・ ○ ○
東京港管理事務所道路管理課	東管道	・ ○ ○
東京港管理事務所臨海地域管理課	東管臨	・ ○ ○
東京港管理事務所施設補修課	東管補	・ ○ ○
東京港建設事務所設計港湾整備課	東建港	・ ○ ○
東京港建設事務所設計埋立海岸整備課	東建埋	・ ○ ○
東京港建設事務所沖合理立整備課	東建沖	・ ○ ○
東京港建設事務所浚渫工事課	東建浚	・ ○ ○
東京港建設事務所施設整備課	東建施	・ ○ ○

打 合 せ 記 録 簿

第 回	件 名			
発 注 者		部・事務所		課
受 託 者				
出席者	発注者側			
	受託者側			
日 時		年 月 日 ()		
打 合 せ 場 所		打合せ方式	会議 ・ 電話	
打 合 せ 事 項				
				頁 /

地盤調査委託契約書

第1条 乙又は代理人及び主任技術者は、現場に常駐して甲の指定する係員（以下「都係員」という。）の指揮監督のもとに別紙仕様書、図面及び内訳書に定められたところにより地質調査を行うものとする。

2 甲は、必要と認めたときは、関係資料の貸与等適宜の措置を講ずるものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第2条 乙は、契約期間内に地質調査を完了しなければならない。

第3条 乙は、この契約について、地質調査の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。

第4条 乙は、地質調査が完了したときは、図面その他必要図書又は報告書類及び標本資料（以下「目的物」という。）を遅滞なく甲に提出して、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

第5条 前条の検査に合格したときをもって、目的物の引渡しを完了したものとする。

第6条 前条の引渡完了後、甲は乙の請求により、30日以内に契約代金を支払うものとする。

第7条 第5条により引き渡しを完了した目的物は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業に自由に使用し得るものとする。

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の一部若しくは全部を変更、中止又は解除することができる。

2 前項の場合、地質調査の既済部分があるときは、甲の所有とし、甲は、当該部分に対して相当と認める金額を乙に支払うものとする。この場合、ボーリングについては、1箇所毎に完成していなければ既済部分とはならない。

第9条 乙は、天災事変その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により期限内に地質調査を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を詳記して期限延長の願出をなすことができる。この場合において、甲は、その願出を相当と認めるときはこれを承認するものとする。

第10条 乙の責に帰する事由により期限内に地質調査を完了することができないときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、延滞日数につき契約金額を年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算して得た額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、その数額又はその金額を切り捨てる。）とする。

3 甲の責に帰する事由により第6条の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当たりの場合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算して得た額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を支払うものとする。

第11条 乙は、第5条に規定する引渡後地質調査内容にかしが発見されたときは、甲の請求により直ちに目的物の補正を行わなければならない。

2 乙が前項の補正に応じないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

3 測量内容のかしにより甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期間内に地質調査を完了しないとき又は完了の見込みがないとき。

(2) 第13条第1項各号に規定する事由に基づかないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 地方自治体施行令第167条の4の規定に該当するとき。

(4) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 前項により契約を解除したとき、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合、既済部分があるときは、甲は、第8条第2項の条項を適用することができる。

4 本条の契約解除は遅延利息の徴収を妨げないものとする。

第12条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除する

ことができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第 13 条 乙は、次の各号の一に該当する事由のあるときは、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定による地質調査の内容を変更したため、当初の契約金額が 2 分の 1 以上減少したとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による中止の期間が、当初の契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。
- (3) 甲の責に帰する事由により地質調査を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 第 8 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第 14 条 乙は、地質調査業務の履行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責に任ずる。

第 15 条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡又は担保に供することはできないものとする。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

第 16 条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

第 17 条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

第 18 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 19 条 この契約書に定められていない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

港湾局基準類検討WG委員名簿

区 分	氏 名	所 属
座 長	堀江 健二	東京港管理事務所副所長（高潮対策センター所長）
事務局長	手塚 博治 (奥平 幸男)	港湾整備部 技術管理課長
委 員	磯山 稔	臨海開発部 建築施設計画担当課長
委 員	関田 国吉 神谷 龍彦	臨海開発部 海上公園計画担当副参事 (東京港管理事務所 臨海地域管理課長)
委 員	村田 拓也 (山岡 達也)	港湾整備部 整備調整担当副参事 (" 整備調整担当課長)
委 員	齊藤 徹	港湾整備部 施設建設課長
委 員	山岡 達也 (小林 英樹)	離島港湾部 建設課長
委 員	建石 美憲 (手塚 博治)	東京港建設事務所 港湾整備課長
委 員	片寄 光彦	東京港建設事務所 埋立海岸整備課長
委 員	鈴木 和実	東京港建設事務所 沖合埋立整備課長
委 員	阿部 和行	東京港建設事務所 浚渫工事課長
委 員	渡邊 俊幸	東京港建設事務所 施設整備課長
委 員	前川 修 (竹下 克)	東京港埠頭(株) 技術部 設備課長

二段書()は平成21年7月までの委員

作業部会名簿

区 分	氏 名	所 属
部会班長	須藤 満久	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係長
部会員	細谷 英勝	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係長
部会員	渡辺 昭	東京港管理事務所 臨海地域管理課 施設係長
部会員	石岡 良一	東京港建設事務所 港湾整備課 道路橋梁設計係次席
部会員	三浦 昇	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係主任
部会員	白川 学	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係次席
部会員	鶴田 健太郎	東京港建設事務所 沖合埋立整備課 設計第二係次席
事務局	片桐 健二	港湾整備部 技術管理課 積算基準担当係長
事務局	末村 計	港湾整備部 技術管理課 課務担当係長
事務局	米澤 尚樹	港湾整備部 技術管理課 建築指導担当係長